

# 2007年度版環境基本計画年次報告書等に対する環境審議会の答申及び市民意見とその対応措置

環境施策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施等について、その実効性を担保していくため、環境基本条例において設けられた環境調整会議、環境審議会、年次報告書の公表等の制度に基づき、進行管理を図っています。

2004年度版から2007年度版までの年次報告書については、2007年9月10日に環境審議会に諮問し、重点分野の達成状況を中心とした計画の進捗状況等について点検・評価を受け、その結果が2008年2月21日に答申されました。点検・評価の内容は、環境調整会議等に報告するとともに、答申における指摘事項については、市の対応措置を取りまとめ、公表を行っています。

また、年次報告書に対して市民から提出された意見については、市の対応措置を取りまとめ、公表を行っています。

2004年度版から2007年度版までの環境基本計画年次報告書に対する環境審議会の答申における指摘事項及び2007年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見の概要並びにこれらに対する市の対応措置の概要は、次のとおりです。

## ■環境審議会の答申における指摘事項と市の対応措置の概要

### 1 重点分野の施策の進捗状況と評価について

項目	指摘事項要旨	対応措置
大気汚染の低減	過去10年間の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境濃度の年平均値を見ると、二酸化窒素については、ゆるやかな減少が見られるが、ここ数年は横ばいとなっており、浮遊粒子状物質については、10年間の推移としては大幅に減少しているものの、ここ数年は横ばいとなっている。この点について、環境基準の達成状況と年平均値の推移については、必ずしも同じ傾向を示していないこと、また、環境基準の達成状況が芳しくない測定局が幹線道路の沿道に限定されていることから、2010（平成22）年度の重点目標の達成に向け、地域ごとの対応も視野に入れた対策を早急に検討する必要がある。なお、検討に当たっては、交通量・交通流や気象条件などによる影響を考慮し、実効性のある対策を策定されるよう努めてほしい。	重点目標の達成に向けて、各種改善対策に取組んできた結果、2005年度における自動車の粒子状物質排出総量は108トンであり目標を達成いたしました。一方で自動車の窒素酸化物排出総量は2,708トンであり、重点目標の達成のためには更なる対策が必要です。そのため、窒素酸化物に係る大気環境対策について2008年度に環境審議会に諮問、審議を開始し、年度末を目途に答申を得ることとしております。
大気汚染の低減	自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について、粒子状物質については、2005年度時点で108トンとなっており、2010年度までの目標量である172トンを大きく下回っており、首都圏の1都3県によるディーゼル車運行規制を始めとした八都県市による共同の取組や低公害車の普及・促進のための助成制度、自動車NOX・PM法による車種規制に係る早期代替の促進など、自動車排出ガスによる大気汚染の低減に向けた市の取組等によるものと評価できるが、窒素酸化物については、減少の傾向にあるものの、なお大幅な削減が必要なことから、目標の達成に向けた対策を早急に検討すべきであると考えます。	
大気汚染の低減	固定発生源からの窒素酸化物や粒子状物質の排出量については、2010年度の目標量を現段階で達成している。特に粒子状物質については目標を大きく超えて達成しており、市が条例により導入した、一次粒子及び二次生成粒子の原因物質を包括的に総量削減する手法が効果を上げていると評価できる。一方、窒素酸化物については、ようやく達成に至っているといった状況であることから、達成状況を充分分析し、今後とも達成を維持できるようその対策に努めてほしい。	平成17年4月に市独自の規制方式（バスケット規制）が完全施行となり、現在は、その対策の効果を検証している段階です。また、今後どのような固定発生源対策が更に必要になってくるかなどを検討しているところです。

項目	指摘事項要旨	対応措置
化学物質の環境リスクの低減	<p>特定化学物質の環境への排出量について、2006（平成18）年度に届出のあった2005（平成17）年度実績の市内P R T R法対象事業所から排出される対象物質の総排出量は、2001年度と比べ30%の削減を目指すとしている重点目標を一年前倒して達成しており、P R T R法や市の化学物質の適正管理に関する指針の運用などにより、一定の成果を上げていると評価できる。</p> <p>今後は、P R T R法の届出の対象となる規模や取扱量等の要件を満たさない事業者、自動車などの移動体、家庭からの排出量等についても、国による推計値を利用することにより把握をして、市民に向けた情報提供を検討していくとともに、リスクコミュニケーションを進めやすくするための支援を検討するなど、化学物質による環境リスクを一層低減することができるように努めてほしい。</p>	<p>国が推計した都道府県別の特定化学物質の排出量について、神奈川県が県内の市町村別に按分しています。その推計排出量と本市の事業所からの届出排出量からより詳細な排出実態を把握し、その情報を市民に分かりやすい情報にまとめて提供してまいります。</p> <p>リスクコミュニケーションを進めるための支援については、市民、事業者のそれぞれに向けて、化学物質のリスクやその適正管理に関する情報を、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、「化学物質と環境」セミナーの開催等により普及することで実施してまいります。また、事業者に対してはリスクの低減に向けた取組を促進するための指導等を実施してまいります。</p>
緑の保全・回復	<p>緑の保全・回復に関して、2002（平成14）年11月の環境保全審議会の答申「川崎市における新たな緑地保全方策について」に基づき、特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定などの様々な保全手法を講じることで、毎年度保全緑地を増やしていることについては評価できる。</p> <p>一方で、公園緑地の確保については、毎年度着実に整備面積を増やしてはいるものの、目標としている1,000haには至っていない。</p> <p>農地も含め、緑の保全・回復に係る目標の確保には、地権者の理解と協力を得るなど、様々な対応が必要であるが、2010（平成22）年度の重点目標の達成に向け、今後も引き続き施策の推進に努めてほしい。</p>	<p>2008年3月に「緑の基本計画」を改定し、新たな緑の将来像を描いた10年計画をスタートさせております。計画では、都市公園の整備、多摩川や斜面緑地・農地の保全、緑化の推進などを行うための50の基本施策と具体的な132の主な取り組みを示しており、2008年度中には庁内を横断する「庁内推進会議」を設け、全庁的見地から、緑の保全及び緑化の推進のための施策を一丸となって進めてまいります。</p>
緑の保全・回復	<p>緑の基本計画については、2007（平成19）年10月の当審議会の答申「川崎市緑の基本計画の改定について」に基づき、今年度中の改定を予定しているとのことだが、改定後の緑の基本計画に掲げる新しい考え方の目標と、環境基本計画に掲げている目標とに整合しない部分が想定される。こうしたことから、来年度以降の年次報告書の作成に当たっては、経過の説明を記載することなど、表現を工夫する必要があると考える。</p>	<p>今年度以降の年次報告書の作成にあたっては、改正された「緑の基本計画」の内容が反映できるように表現の工夫に努めてまいります。</p>
地球温暖化防止対策の推進	<p>重点目標である二酸化炭素の6%削減に向けては、部門別で79%を占めている産業部門での抜本的な削減対策を講じる必要がある。また、構成比率は低いものの、家庭系が38%、業務系が13%もの増加となっている民生部門など、その他の部門での削減対策も併せて進める必要がある。</p>	<p>産業部門は、排出総量の79%を占めていることから、他部門との連携や調査が大変重要であると認識しており、CO<sub>2</sub>排出量の比較的多い市内事業所に対して、エネルギー使用状況や省エネルギー対策についてヒアリング調査を行うことを考えております。</p> <p>また、国においても、CO<sub>2</sub>排出量の分野別などの排出枠や数値目標の検討が開始されておりますので、事業者ヒアリングの結果などを踏まえまして、検討を進めてまいります。</p> <p>家庭部門、業務部門についても、その増加傾向に歯止めをかけるべく様々な取組を行ってまいります。</p>
地球温暖化防止対策の推進	<p>二酸化炭素等の削減に向けた施策の実施状況としては、地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市民、事業者、学校、行政の各部会で構成する「かわさき地球温暖化対策推進協議会」によるライフスタイルの転換や事業活動の改善による削減を目指し、様々な取組が実施されており、協議会の活動が活性化してきていることは評価できるが、重点目標である6%の削減に向けての、更なる取組に期待したい。</p>	<p>かわさき地球温暖化対策推進協議会の活動は、地球温暖化防止活動環境大臣表彰など、対外的にも評価されておりますので、このような活動モデルを、区レベルでも取り組めるように、さらに活動を強化してまいります。</p>

項目	指摘事項要旨	対応措置
地球温暖化防止対策の推進	<p>地球温暖化に関しては、IPCCからの気候変動に関する報告が公表されたこと、2008年は京都議定書約束期間の初年となっていること等により、市民の意識が急速に高まってきている。また、環境基本計画が改訂されて以来の最も状況の変化が大きな環境問題ということができ、早急に取り組むべき重要な課題としてクローズアップされている。</p> <p>この課題に対応するためには、2010年を目標年次とするこれまでの取組を継続強化することに加え、国内外の動向を踏まえ次なる削減目標や具体的な対策について検討する必要がある。</p> <p>例えば、制定を予定している温暖化対策に係る条例については、事業者から温室効果ガス削減計画書の提出を求めするなど実効性を持たせる必要がある。</p> <p>また、二酸化炭素等の削減に向けては、これまで以上に市民、事業者及び市の主体的な取組、協力及び連携が必須であり、とりわけ市自ら率先して取り組む姿勢を示すことが不可欠であることを申し添える。</p>	<p>温暖化防止対策に係る削減目標や具体的な施策につきましては、現在進めております地球温暖化対策地域推進計画の改定や（仮称）温暖化対策条例の制定作業の中で検討しております。</p> <p>また、温室効果ガスの削減計画書につきましても、こうした作業の中で検討すべき課題と認識しております。</p>
資源の有効活用による循環型地域社会の形成	<p>一般廃棄物の再資源化率は14.5%で、ここ数年の再資源化率は横ばい傾向となっており、2010（平成22）年度の重点目標22%の達成はそのままでは難しい状況と考えられる。このため、この間、市が平成17年4月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、ミックスペーパーの分別収集モデル事業の実施やその他プラスチック製容器包装の分別収集に向けた検討などの新たな取組を進めていることについては評価できることから、今後もこれらの新たな取組について、環境基本計画に掲げる目標の達成に向け着実に実施してもらいたい。</p>	<p>一般廃棄物の再資源化率につきましては、2010年度の重点目標の達成に向け、分別収集品目を拡大し、ミックスペーパー収集の全市展開及びその他プラスチック製容器包装のモデル収集開始を2010年度中に計画しており、実施に向けた取組を今後も積極的に進めてまいります。</p>
資源の有効活用による循環型地域社会の形成	<p>産業廃棄物については、発生量から有償物を除いた排出量は大幅に減少していること、また、再資源化率は58.2%となっていることから、産業廃棄物に係る重点目標をおおむね達成しているが、その発生量は一般廃棄物よりはるかに多いことから、本計画や第4次川崎市産業廃棄物処理指導計画に基づき、今後とも事業者に対する指導を強化する必要がある。</p>	<p>産業廃棄物実態調査（平成16年度実績）によると、市域からの産業廃棄物の発生量は増加したものの、発生量から有償で売却できた量を除いた排出量は大幅に減少しております。このことについて、以前は発生量について目標を設定していましたが、有償物として売却されたものは、産業廃棄物に該当しないため、現行の第4次処理指導計画からは、発生量から有償物を除いた排出量をベースに目標を設定しております。</p> <p>以上のことから、重点目標に掲げている趣旨を満たしているものと考えております。</p> <p>しかしながら、御指摘のとおり、排出量が多いことから、今後も循環型のまちづくりのために、第4次川崎市産業廃棄物処理指導計画の施策の柱である3Rの取組みとして、多量排出事業者制度の活用や建設リサイクル法などを推進してまいります。</p>
環境教育・環境学習の推進	<p>地球温暖化や廃棄物の問題など、市民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルを実践し、持続可能な循環型社会に転換していく取組の基礎をなすものとして、環境教育・環境学習の重要性はますます高まってきている。</p> <p>地域環境リーダー育成講座を始めとした人材育成、エコドライブ講習会や出前ごみスクールなどの体験型環境学習のほか、緑の知識向上をねらいとしたかわさきガーデナーの認定、環境に係る各種の副読本の作成などを幅広く行っている市の取組に対しては、一定の評価が出来る。</p> <p>今後一層充実した取組を行うために、持続可能な開発のための教育（ESD）の考え方を意識し、より広い視野で本市の環境教育に取り組んでいくことを求めるとともに、環境教育・環境学習の拠点となるような組織の整備を要望したい。</p>	<p>地球温暖化や廃棄物の問題など環境に関する身近で幅広い課題を解決するためには、環境配慮の意識を醸成する環境教育・環境学習の取組が重要です。本市における環境教育・環境学習については、新総合計画川崎再生フロンティアプランの中でも重要な施策として位置づけられていることから、今後とも、現行の取組を推進していくとともに、より広い視野で環境教育・環境学習を取り組むため、環境教育・環境学習の拠点となるような組織についても検討してまいります。</p>

項目	指摘事項要旨	対応措置
市民、事業者、市のパートナーシップの構築	市は、公害、緑、廃棄物などの環境に係る対象分野を横断した協働のための組織として「環境パートナーシップかわさき」を設けているが、環境基本条例第15条第2項に掲げる本来の目的が地域における活動を促進するためであることを考慮し、今後はこうした取組を地域中心のものとして一層充実させていくことを期待したい。	市民、事業者、市のパートナーシップの個別分野別事業として、公園の「管理運営協議会」、廃棄物の「川崎市ごみ減量推進市民会議」などの取組があるほか、各区には「まちづくり推進協議会」や「区民会議」などの組織を作って、環境問題を含む区の諸課題に取り組んでいます。今後は、こうした組織間の連携を図り、地域における活動が一層促進されるよう努めてまいります。

## 2 環境要素ごとの環境の現状と主な施策の概要

項目	指摘事項要旨	対応措置
都市気温	<p>近年、都市における風の通り道が都市の熱環境の改善に果たす役割が関心を集めており、先述した答申「川崎市緑の基本計画の改定について」においても、地域緑化の推進などによる風の道づくりも大切であるとしている。</p> <p>これらのことから、ヒートアイランド防止対策として人工排熱の低減と人工被覆物の改善と併せ、都市計画との連携も含めて検討してほしい。</p> <p>なお、こうした風の通り道を確保することは、都市の換気を促進させることにつながると考えられ、大気環境の改善も期待されることから、併せて検討を進めることを期待したい。</p>	<p>緑の基本計画においては、ヒートアイランド対策等の観点から、河川や運河、道路や緑道などの整備等について示しており、今後これらの取組に努めてまいります。</p> <p>また、都市計画との関係では、八都県市首脳会議環境問題対策委員会幹事会において、ヒートアイランド対策の一環として、広域的・地域的な観点から「風の道」の要素を含めた調査・検討を行い、その中で、都市計画や街区・建物における風の活用の考え方についても整理しています。これらの整理した結果について、各都県市におけるヒートアイランド対策や共同の取組等に活用していくこととしており、今後地域特性に応じた効果的なヒートアイランド対策について検討してまいります。</p> <p>なお、大気環境の改善については、対策手法等の情報収集に努めてまいります。</p>
水循環	水循環については、都市化の進展に伴う地表面のコンクリートやアスファルトなどによる被覆率の増加が、地下浸透する雨水量を減少させ、地下水位の低下、河川の平常流量の減少や湧水地の枯渇へつながるおそれがある。このことは、水辺の生物多様性の観点や災害時における水源としての活用などの点からも問題がある。先述した答申「川崎市緑の基本計画の改定について」においても緑の保全、創出や湧水地等の保全がうたわれており、健全な水循環の確保に向け、総合的な取組を進めることを求めたい。	<p>健全な水循環については、地下水保全計画を基に、揚水の規制や地下水位・地盤変動の監視、湧水地の整備等さまざまな取組みを推進しております。</p> <p>また、地下水保全計画は2011年以降に改定を予定していることから、総合的な取組みとなるよう、関係部局と調整しながら、新たな計画を策定し、健全な水循環の確保に努めてまいります。</p>
光化学オキシダント	光化学オキシダント濃度及び光化学スモッグ注意報の発令回数は、近年増加傾向にあり、2006（平成18）年度における発令は11回となっている。光化学オキシダントの高濃度の出現は、その生成を制御する一次汚染物質としての窒素酸化物やVOC（揮発性有機化合物）濃度及び気象因子のほか、大陸からの移流など広域的な影響も含め複雑な要因が考えられる。このため、対策としてはこれらの原因物質に対する、大気汚染防止法、条例などに基づく個々の対策が基本となるが、それらの物質による複合的な影響を念頭に、広域的な対応も併せて検討してほしい。	光化学オキシダントの原因物質と考えられる窒素酸化物と揮発性有機化合物（VOC）に対して、本市では立入検査を行うなどの監視・指導を行っています。また、光化学スモッグ注意報等発令時には神奈川県と連携して大規模工場・事業場に対してNOx排出量を削減するよう要請しています。しかしながら、光化学オキシダントの発生メカニズムは、大陸からの移流なども含めて十分に解明されていないことや、汚染が広域的であるため効果的な対策が困難な状況にあります。このことから、今年度は光化学シミュレーションに関する調査研究を行うこととしており、今後、この調査研究結果を踏まえて、光化学オキシダント対策の推進に向けた検討を進めていきたいと考えています。

### 3 環境配慮指針の実施状況

項目	指摘事項要旨	対応措置
市の環境配慮指針	<p>市では、率先して計画的に環境保全活動を推進することを目的に、「川崎市役所環境管理システム（エコオフィス計画）」を実施している。民生部門の二酸化炭素排出量の増加が課題となっている中、地球温暖化対策への取組を市民、事業者、行政などすべての主体に広げていく必要があることから、今後、市にはこの課題に対するひとつのモデルケースとなるような取組を期待したい。</p> <p>また、同計画の対象事業は、市の事業活動に伴う排出量全体の3分の1程度であることから、対象範囲についての検討を行い、より充実した取組とすることを求めたい。</p>	<p>川崎市役所環境管理システム（エコオフィス計画）につきましても、川崎市地球温暖化対策地域推進計画にあわせて、改定することとしております。</p> <p>川崎市は、市内最大規模の事業者のひとつでありますことから、対象範囲の検討など、率先した取組を進めるような計画としてまいります。</p>

### 4 環境基本計画の総合的施策の推進

項目	指摘事項要旨	対応措置
計画の目標設定	<p>本計画は、2010（平成 22）年度までを計画の対象期間とする長期計画であることから、計画実施後、一定の期間が経過すると、今回の点検・評価においても見られるように、計画の途中の年度において目標を達成するものや、目標の達成が著しく困難なものが生じてくる。</p> <p>また、各分野の個別計画により新たに設定された目標が、環境基本計画と必ずしも整合しない場合が見受けられる。</p> <p>このような場合に、目標の達成状況を点検・評価し、また、個別計画の改定状況や環境問題を取り巻く社会情勢等を考慮し、必要に応じて目標や施策の見直しなど新たな対応を行えるような仕組みが求められる。ただし、この内容は計画の仕組み自体に対するものであり、計画の改定に際して整理することが効率的でより有効な対応が可能であるといえる。現行の計画は対象期間が2010（平成 22）年度までとなっており、今後計画の改定が行われることから、その際に検討することを求めたい。</p> <p>なお、ここで指摘した必要に応じた対応として、例えば、目指すべき将来像を念頭においた中・長期的な目標を先ず定め、それに基づいて具体的な目標を示すといった重層的な形に目標設定を行う方法などについても検討してほしい。</p>	<p>環境基本計画は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、今後計画の改定を行った場合にも、計画が目指す環境像を実現するための取組を定めるなど、一定程度の期間を計画の対象期間とすることが想定され、御指摘の個別計画との整合については今後も課題になるものと考えられます。</p> <p>以上のことから、今後環境基本計画の改定に当たっては個別計画の改定状況を踏まえ、環境基本計画の目標の一部を変更する仕組みなどについて検討してまいります。</p> <p>また、目標の一部が達成されたり、目標の一部について達成が困難な見通しが立つような場合に、直ちに計画全体の評価が困難になってしまうことがないよう重層的な目標設定を行うなど、その対応についても検討してまいります。</p>
施策進捗状況の記述	<p>計画の進行管理に当たっては、施策の実施状況や事業計画を明らかにすることが重要であるが、この点に関して、年次報告書の「重点分野の目標の達成状況と施策の実施状況」の項における「施策の概要」の記述内容や「環境要素ごとの環境の現状と主な施策の概要」の項における「主な施策の概要」にある実績と計画の記述内容については、ここ数年若干の改善が見られるものの、事業計画の項目を中心に、なお改善の余地が見られることから、今後とも記述内容の一層の充実に努めてほしい。</p>	<p>事業計画の項目については、実績のように実際に行った内容を記すのではなく、今後行う内容を記すことから、若干記述量が少なくなる傾向がありますが、御指摘を踏まえ、記述内容の充実に努めてまいります。</p>

項目	指摘事項要旨	対応措置
市民による意見書の提出	<p>年次報告書に対して市民が提出することのできる意見書について、2004（平成16）年10月の条例改正により、それまで年次報告書の公表後6週間との提出期限があったものを、随時受け付ける形に変更したことは、提出者本位の変更であるとして評価できるものと考えられる。</p> <p>ところが、その変更により、意見書の提出数がむしろ減少傾向にあることが明らかとなっている。</p> <p>これには、年次報告書の公表に係る周知方法などについても検討の余地があると考えられるが、期限をなくし、随時提出できるとしたことで、むしろ急ぐ必要がないとの印象を与え、提出機会を逃していると推察することもできる。</p> <p>以上のことから一定の提出推奨期間を設けるなど、この点を解消する効果的な市民意見の提出方法についての検討を求めたい。</p>	<p>現在、提出された市民意見については、その対応措置をとりまとめ、随時市ホームページで公表するほか、編集上間に合う範囲で次年度の年次報告書に掲載しております。</p> <p>以上の公表方法のうち、例えば、年次報告書への掲載について、一定の期間に提出された意見は次年度の年次報告書へ掲載することをあらかじめ示すなど、意見提出の期間を区切ることを検討してまいります。</p>
年次報告書の作成を通じた点検・評価	<p>市内部においても環境調整会議等により目標達成状況や施策進捗状況の点検・評価が行われているものと考えられるが、その取組は必ずしも十分に明らかになっているとは認められないことから、点検・評価の仕組みについて検討し、整理することを求めたい。ただし、この指摘内容についても、計画の進行管理の仕組みに係るものであることから、今後の計画改定に際して検討することが効率・効果的であると考えられる。</p>	<p>現在、市内部における環境基本計画の目標達成状況や施策進捗状況の点検・評価については、環境調整会議による年次報告書の作成を通じて行っております。環境基本計画の改定に当たっては、点検・評価のしやすさにも配慮するなど、効果的な点検・評価の仕組みについて検討し、市内部の点検・評価の充実につなげるよう努めてまいります。</p>
年次報告書の作成を通じた点検・評価	<p>当審議会は、諮問がなされない年についても、市から年次報告書についての報告を受けその都度意見を述べていることから、これらの意見についても十分に生かすことができる仕組みづくりに努めてほしいところである。</p>	<p>年次報告書については、これまでも審議会からの御意見を反映するよう努めてまいりましたが、今後環境基本計画の改定に当たって、点検・評価の方法など計画の進行管理についての検討を行う際に御意見を反映する仕組みについても併せて検討してまいります。</p>

## 5 年次報告書の構成、記述等

項目	指摘事項要旨	対応措置
年次報告書の構成、記述等	<p>年次報告書の構成や記述などについては、各年度版に対する当審議会からの指摘事項を反映して見直しを図っており、特に、2004（平成16）年4月の環境政策審議会の答申に基づき、概要版を新たに作成するに至ったことについては評価できる。ただし、年次報告書に記載されている内容は広範囲に渡り、かつ、専門的であることから、引き続き改善や工夫を進められたい。特に概要版については限られた紙面で内容をわかりやすく伝えるという点を十分に配慮し、更なる内容の充実を努めてほしい。</p>	<p>概要版の記述内容については、概要版を2004年度版より作成しており、例年審議会からの御指摘を受け、改善に努めてまいりました。今後も見やすさに配慮しつつ、御指摘等を踏まえ、更なる充実を努めてまいります。</p>

## ■2007 年度版環境基本計画年次報告書への市民意見及び対応措置の概要

### 1 健康な市民生活が営める安全なまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
大気汚染	SPMやNO <sub>2</sub> の改善状況を示す指標として、今後は環境基準の達成率のほか、市の「環境目標値」も加えて評価すべきです。特にNO <sub>2</sub> については、市公害対策審議会もかつて、国の環境基準は科学的に問題があると指摘していたのだから、なおさらです。また、「環境目標値」の達成年次を早急に定めるとともに、「環境基準を達成してから」という段階論を、一刻も早く脱却すべきです。	NO <sub>2</sub> については、一部の自動車排出ガス測定局で対策目標値（環境基準）を達成していない状況であり、2010年においても大気環境シミュレーション結果では達成が困難と予測されています。このため、今年度（2008年4月）は、市環境審議会に窒素酸化物に係る大気環境対策について諮問を行い、今後、答申内容を受けて対策を推進していきます。環境目標値については、現在及び将来の自動車、事業所等からの排出状況、社会・経済状況等を勘案すると、その達成は非常に困難であり、当面は対策目標値の達成に向けて取組を進めていくことが肝要と考えています。
大気汚染	依然、排出量の割合が大きい大手工場のNO <sub>x</sub> について、大幅削減に向けて指導と対策を強化すべきです。そのために、各工場・事業所に係る現行許容排出量について、早急に見直す必要があります。また二酸化炭素を含める等、現在充分活用できていない「公害防止協定」の見直しと拡充を図るべきです。	平成17年4月に市独自の規制方式（バスケット規制）が完全施行となり、現在は、その対策の効果を検証している段階でございます。また、今後どのような対策が更に必要になってくるかを川崎市環境審議会でも審議・検討をしているところでございます。 また、二酸化炭素については、環境審議会等専門家の意見を伺うとともに市民・事業者等広範囲の方々のご意見も伺いながら、川崎市地球温暖化対策地域推進計画の改定や(仮称)地球温暖化対策条例の制定作業の中で、総合的に検討し、削減に向けた取組を推進してまいります。
大気汚染	近年、光化学オキシダントの濃度が上昇し、注意報の発令回数が増加しているのは由々しき事態です。原因を究明することは当然ですが、何よりもその環境基準の達成など、大気環境の改善を図ることが必要です。	光化学オキシダントの発生には、窒素酸化物と揮発性有機化合物（VOC）が原因物質として関与しているといわれており、本市ではVOC排出施設に対して立入検査を行うなどの監視・指導を行うとともに、光化学スモッグ注意報等発令時には神奈川県と連携して大規模工場・事業場に対してNO <sub>x</sub> 排出量を削減するよう要請しています。しかしながら、光化学オキシダントの発生メカニズムは、大陸からの移流なども含めて十分に解明されていないことや、汚染が広域的であるため効果的な対策が困難な状況にあります。このことから、今年度は光化学シミュレーションに関する調査研究を行うこととしており、今後、この調査研究結果を踏まえて光化学オキシダント対策の推進に向けた検討を進めていきたいと考えています。
大気汚染	いま、市民の健康に重大な影響を与えている、微小粒子状物質（PM2.5）に係る、測定局の設置を計画的に進めるとともに、市として環境目標値を設定すること。当面、WHOの指針値を暫定値として運用すべきです。	PM2.5の大気濃度を把握するために、現在、連続監視測定を市内2か所で、毎月1週間のサンプリング調査を6か所で実施しており、今後、調査地点や測定機器の選定等の検討を進めながら、拡充を図っていく予定です。PM2.5の環境目標値については、現在、国において環境基準設定に向けた検討が進められていることや、PM2.5の標準測定法が確立されていないことなどから、現段階では市独自で設定することは困難であり、国の動向を踏まえて対応していきたいと考えています。
騒音	本報告によれば騒音については2010年度を目途に環境基本法による環境基準等を100%達成を目指す、と記述されています。  拙宅は3年前に市公害部による自動車騒音測定が実施され、結果は昼夜とも環境基準超過でした。  2010年までに100%達成を目途とする本計画遂行の責任課として貴課より市建設局及び区建設センターに本計画の趣旨を伝え、早期に施策を実施するよう強く要請を御願い致します。	環境基本計画は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため策定しており、年次報告書を作成、公表することで進行管理を行っています。 年次報告書に対しては意見書を提出することができ、提出された意見書に対する市の対応措置を公表することとしています。 なお、道路整備等に関連する内容もありましたので、いただいた御意見の主旨につきましては、建設局及び区建設センターにも伝えております。

## 2 うるおいとやすらぎのある快適なまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
緑	<p>新しい「緑の基本計画」の推進に期待するものですが、これで樹林地や農地の減少に歯止めになるのか心配です。あらゆる手立てを講じて、残り少ない川崎の貴重な自然を守って欲しい。また、臨海部の強化・親水について特段の力を注いでもらいたい。</p>	<p>新たな「緑の基本計画」では、緑や農地の保全について、基本方針の根幹となる施策として提示していますが、樹林地等を所有する地権者の財産権を尊重し、緑地保全制度等への理解と協力が必要です。こうしたことから、リーディング事業として「新たな緑地保全施策に向けた検討」、「樹林地の保全」を位置づけていることや、地権者への制度の周知やJAなどの関係機関との連携など、様々な保全施策に取り組んでまいります。</p> <p>また、臨海部の環境改善についても、新たな「緑の基本計画」の柱といえる施策です。臨海部のほとんどは工場敷地となっており、市民が海と関わる空間は限られている状況ではありますが、港湾緑地の整備、事業者との連携による緑地の確保などに努めてまいります。</p> <p>なお、リーディング事業として、「(仮称)かわさき臨海の森づくりの促進」を位置づけており、事業者の理解と協力を得ながら取り組んでまいります。</p>

## 3 地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
資源・廃棄物	<p>かんきょうですが、もっと川崎市内でのリサイクルをやって頂きたいです、私がすんでる所で、自治会長さんにかんきょうのことで“リサイクルして欲しい”といったら“老人会でやればいい”といわれました。又、リサイクルすればかんきょうにいいと思います。</p> <p>老人会の方もわからない人もいると思うので、市で、リサイクルをやって頂きたいのです。そうすれば、環きょうにもやさしいし、エコもやってる方もやってるのでやって欲しいです。</p>	<p>本市ではアルミ缶・スチール缶・ペットボトル・空き瓶・乾電池について「資源物」として分別収集を行っていますが、平成19年4月から、普通ごみの収集を週4回から3回に減らしたことに伴い、空いた日新たな分別品目の収集にあてていきたいと考えています。</p> <p>新たな品目として、紙製の容器包装や封筒等のミックスペーパーについてモデル的に分別収集を実施しており、平成22年度中の全市実施に向けて今後も収集地域を拡大していく予定です。</p> <p>また、プラスチックの分別収集についても、早期実施に向け検討を行っています。</p> <p>今後もこうした取組を進め、リサイクルを推進してまいります。</p>
地球温暖化	<p>温暖化の原因が、人為的なものであることがほぼ確実に上がった以上、温暖化防止条例の制定にあたっては、これまで培ってきた公害規制の手法を取り入れた対策を進める必要があります。従前の「自主的努力」の積み重ねでは、削減目標が達成できないことは明白です。</p>	<p>(仮称)地球温暖化対策条例の制定については、ご指摘の点も踏まえ、今後どのような制度設計が実効性があるのか環境審議会等専門家の意見を伺うとともに、市民・事業者等広範囲の方々の意見も伺いながら、総合的に検討してまいりたいと考えています。</p>
地球温暖化	<p>温暖化条例を制定して対策を進める以上、いよいよ自前の二酸化炭素の測定が不可欠です。「人的活動の影響を受けにくい地点での測定が必要」とのことであるが、そのようなバックグラウンド濃度の測定は国に任せ、市として市民の健康に責任を負う立場から、南部を第一候補地として速やかに測定機を設置すべきです。</p>	<p>温暖化対策の指標となる二酸化炭素の監視体制のあり方については、神奈川県や気象庁(岩手県大船渡市綾里観測所等で測定)の測定データを使用することで対応が可能なものと考えており、今後もこれらのデータを活用していく予定にしておりますので御理解ください。</p>



#### 4 基本計画の総合的推進施策

項目	市民意見要旨	対応措置
その他	<p>川崎の環境を抜本的に改善するためには、いわゆる「戦略的環境アセスメント」の導入が欠かせません。市担当部局は、「第1種事業に係る環境配慮計画書」がそれに該当するというが、もともと開発計画の実施を前提としたものであり、計画の中止や大幅な変更を含んだものになっていません。国や他都市の動向待ちでなく、早期の実施を強く求めます。</p>	<p>本市には既に、計画段階での環境配慮のための制度として、環境基本条例に規定する環境調査制度及び環境アセス条例に規定する環境配慮計画書の手続があります。いずれの制度も計画が定まる以前の段階において環境保全の考え方を計画に反映し、事業アセス以前に環境への配慮を行っていく「戦略アセス」と同趣旨の制度であり、川崎市が全国に先駆けて導入したものです。</p> <p>今後、既存の制度と平成19年4月に環境省から示された「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」との関係等について、慎重に検討してまいります。</p>